

2012年の日本における難民認定者数等に関する声明

全国難民弁護団連絡会議

2013年4月

法務省入国管理局が2013年3月に発表したプレスリリースによれば、2012年における難民認定者数は18人と10年ぶりの低水準であり、難民認定率も過去最低を2年連続して更新したことが判明した。また、人道上の配慮を理由に在留が認められた者を含めた庇護率についても、過去15年間で最低であったことが明らかになった。

1 10年ぶりの低水準の難民認定者数・過去最低の難民認定率・過去15年間で最低の庇護率

2012年に難民と認定された者は全体で18人であり、一次手続で難民と認定された者は5人、異議申立手続で難民と認定された者は13人であった。難民認定者数が20人にも届かないのは、2003年以降のことである。また、一次手続で難民と認定された5人のうち3人は、法務省入国管理局による難民不認定処分が裁判所によって取り消されたために難民認定を受けた者であり、法務省入国管理局が実質的に一次手続で難民と認定した者はわずか2人にすぎなかった。

一次手続での処理数に対する難民認定数の割合は0.23%であり、過去最低であった2011年の0.33%をさらに下回ることになった。また、異議申立手続での処理数に対する難民認定数の割合は1.30%であり、過去10年間で最低の水準になった。一次と異議を併せた処理数に対する難民認定数の割合も、わずか0.56%である。

一方、難民と認定されなかったものの、人道上の配慮を理由に在留が認められた者は112人であった。難民認定者18人を加えた庇護数の処理数に対する割合は4.07%であり、過去15年間で最低の水準となった。

なお、2010年からパイロット・プログラムによって受け入れてきた第三国定住難民については、日本への定住を希望する者がいなくなったことを受け、2012年は0人となった。

2 過去最高の難民申請者数と難民認定者の国籍の偏り

2012年に日本で難民認定申請を行った者は2545人であり、過去最高であった2011年の1867人を678人上回るようになった。申請者の主な国籍は、2011年と同様であり、トルコ(423人)、ミャンマー(ビルマ)(368人)、ネパール(320人)、パキスタン(298人)、スリランカ(255人)となっている。ナイジェリア(118人)、ガーナ(104人)、カメルーン(58人)などのアフリカ諸国出身の難民申請者も2011年と同様に増加している。

一方、2012年の難民認定者の国籍については、18人のうち15人がミャンマーであり、ミャンマー出身者以外難民認定を受けた者は、わずか3人と、難民認定者の国籍が著しく偏っている傾向は2012年も顕著となっている。

3 難民認定制度の抜本的な改善に向けて

18人という難民認定者数、0.56%という難民認定率や4.07%という庇護率が、他の先進国の水準を著しく下回っているものであることはいうまでもなく、また、日本での申請者数の多い国籍のうち、ミャンマー以外の出身の難民認定者がいずれも0人であるという状況にも鑑みれば、日本における難民認定制度は、もはや機能していないといっても過言ではない。

このような問題点については、自由権規約委員会をはじめとする国際機関からも度々指摘されてきたが、ここ数年の難民認定者数の水準は、難民審査参与員制度導入前の低さに戻っており、同制度導入が必ずしも日本の難民認定制度の改善につながっていないことが明らかになってきている。

全難連は、日本における難民条約の実質的な履行確保のため、国際難民法の水準をふまえた抜本的な制度的改善を強く求めるとともに、難民を支援する関係機関や団体と協力しながら、そのための取組を行っていく所存である。

[了]